

第3次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 事業進捗状況報告書（令和6年度）

基本目標1：DV防止のための啓発・教育

◆施策1 市民への意識啓発と地域における理解の促進

事業	令和6年度実績	担当課
1 DVに関する調査・研究 DV防止啓発及びDV被害者支援のため、実態調査を行うとともに、国・県などの調査・研究結果を把握する。	令和元年度に実施した「新座市男女平等意識・実態調査」の調査結果を支援体制構築や啓発活動に活用した。 国の「男女間における暴力に関する調査」や県の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等の調査結果を支援体制構築や啓発活動に活用した。	福祉政策課
	令和元年度に実施した「新座市男女平等意識・実態調査」等の調査結果を支援体制構築や啓発活動に活用した。	人権推進室
2 DV防止に係る広報・学習機会の提供・意識啓発 市民一人一人がDVについて正しい理解を深め、暴力の潜在化を防いでいくため、学習の機会を設け、意識啓発を行う。 被害者に気付きを促し、周囲の方もDVを見過ごさないよう、地域に対して啓発を行う。	11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」に合わせて以下を実施し、意識啓発を図った。 パープルリボン運動として、パープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボル）シール及び配偶者暴力相談支援センターのリーフレット入りポケットティッシュを480個配布した。 11月20日から26日にかけて市民ギャラリーで開催した「パープルリボンパネル展」（十文字学園女子大学と協同開催）において、DVに関するポスター作品や、防止啓発に係るパネルを展示した。 11月22日には十文字学園女子大学の学生と正面玄関でパープルリボンシール等を封入したポケットティッシュを配布し、来庁者へ向けてDV防止啓発活動を実施した。 広報にいざ11月号にDV特集記事を掲載した。 二十歳の集いの会場において、デートDV防止啓発カード入りポケットティッシュを50個配架した。	福祉政策課
	人権啓発品を研修会等様々な機会を捉えて配布し、市職員、市内事業者、商工会、民生・児童委員、町内会等、より多くの方に対し意識啓発を行った。	人権推進室
	人権コーナーを設置して、標語を掲示した。	中央公民館
	11月に「ドメスティック・バイオレンス防止の本」として、DV関連図書及び資料の展示を行った（福祉政策課と連携）。展示冊数：132冊、貸出タイトル数：23タイトル、貸出回数：27回	中央図書館
3 加害者とならない予防啓発 加害者へのDVの気付きの促進など、加害者とならない予防啓発を行う。	11月20日から26日にかけて市民ギャラリーで開催した「パープルリボンパネル展」（十文字学園女子大学と協同開催）において、DVを生む人間関係や、DVを生む考え方に関するパネルを展示し、加害者とならない予防啓発を行った。	福祉政策課
	11月に「ドメスティック・バイオレンス防止の本」として、DV関連図書及び資料の展示を行った（福祉政策課と連携）。展示冊数：132冊、貸出タイトル数：23タイトル、貸出回数：27回	中央図書館

◆施策2 若年層に対する予防啓発・教育の推進

事業	令和6年度実績	担当課
4 学校における人権教育の推進 児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導を充実させる。	学校人権教育主任研修会を実施し、臨地研修会や授業研究会を通して、埼玉県が示す13の人権課題に基づき、児童生徒及び教職員の人権感覚を高める指導の在り方等を研修した（年3回：5月、8月、11月）。 県教育局が実施する人権教育に関する研修会等について積極的に参加するよう周知し、出席対応をした。	教育支援課
5 デートDV防止のための啓発 男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの（への）暴力の問題について考える機会を提供する。	11月20日から26日にかけて市民ギャラリーで開催した「パープルリボンパネル展」（十文字学園女子大学と協同開催）において、デートDVをテーマとするパネル及びポスター作品を展示した。 二十歳の集いの会場において、デートDV防止啓発カード入りポケットティッシュを50個配架した。 市ホームページにおいて、デートDVについて周知し、埼玉県が作成した「デートDVまるわかりBOOK」を掲載した。	福祉政策課
	新規採用職員を対象とした、初任者研修（後期）において、男女共同参画とDVに関する研修を実施した。	人権推進室
	福祉政策課の依頼に基づき、デートDVをテーマとしたパネル及びポスター作品の展示を行った「パープルリボンパネル展」（十文字学園女子大学と協同開催）のポスターを掲示した。 また、パープルリボン（女性に対する暴力根絶のシンボル）シール及び配偶者暴力相談支援センターのリーフレット入りポケットティッシュを配架した。	中央公民館
	11月に「ドメスティック・バイオレンス防止の本」として、DV関連図書及び資料の展示を行った（福祉政策課と連携）。展示冊数：132冊、貸出タイトル数：23タイトル、貸出回数：27回	中央図書館
	県主催の「令和6年度デートDV防止学校教育関係者研修会」、「令和6年度児童虐待防止支援研修会」について、市立各小・中学校へ周知し、参加を促した。 県が作成した「児童虐待防止のための啓発リーフレット」を保護者へ配布した。 研修やリーフレットの配布をとoshi、意識啓発を図った。	教育相談センター

◆施策3 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進

事業	令和6年度実績	担当課
6 DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発 DVが子どもに及ぼす影響について、親、保育士等の支援者に対し、広く意識啓発を行う。	11月20日から26日にかけて市民ギャラリーで開催した「パープルリボンパネル展」（十文字学園女子大学と協同開催）において、子どもに及ぼす影響に関するパネルを展示した。 初任者研修（後期）において、DVが子どもに及ぼす影響について意識啓発を行った。	福祉政策課

基本目標 2：DV被害者の早期発見と相談体制の充実

◆施策 1 DV被害者の早期発見と相談体制の充実

事業	令和 6 年度実績	担当課
7 DV被害者の早期発見と通報の必要性の周知 各種手続、相談、訪問、健診（検診）等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努める。 また、市民、医療関係者、福祉関係者等のほか、市職員に対し、「DV防止法」の規定に基づく通報の意義と必要性について周知を図る。	令和 7 年 1 月 1 4 日に「令和 6 年度新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議」を開催し、被害者が来所した場合の報告・連携等を関係機関に依頼した。 市ホームページで、通報の意義と必要性について周知した。 初任者研修（後期）において、市職員に対し、通報の意義と必要性について周知した。	福祉政策課
	初任者研修（後期）において、市職員及び保育士等 2 8 人に対し、通報の意義と必要性について学ぶ機会を設けた。 また、令和 6 年度については実績がないが、職員からの相談等により DV 被害者であることを把握した場合は、速やかに DV 相談窓口への相談を勧めることとしている。	人事課
	電話問合せや窓口対応時に DV 等の相談があれば、関係課へ情報提供を行うこととしている。	課税課
	DV 被害の相談・情報があつた場合、関係課と連携を図った。	納税課
	住民異動の窓口や電話で DV 被害の相談があつた場合、関係機関及び庁内各課との連携を図った。	市民課
	相談支援員を配置し、DV 被害の相談や情報提供があつた場合、関係各課との連携を図った。 ・生活困窮者自立相談支援事業の令和 6 年度相談支援実績 4 件	生活支援課
	相談時に DV を疑う情報があつた場合には、福祉サービス事業所や福祉政策課など、関係機関と連携を図って対応するよう努めた。	障がい者福祉課
	状況に応じて、関係機関へ情報を提供した。	こども安全課
	DV 被害の相談・情報があつた場合、情報を収集し、福祉政策課ほか関係課と連携を図った。	保育課
	児童センターにポスターやカードを設置することで相談窓口を周知し、DV 被害者が相談しやすい環境を整えた。	こども支援課

	相談や保育所等訪問の際、発達支援はもちろん、家庭内においての協力体制などを確認しながらDVの被害が発生しないよう、原因となりうるような要素がないかを注視しながら早期発見するよう努めた。	児童発達支援センター
	相談時にDVを疑う情報があった場合には、福祉サービス事業所や福祉政策課など、関係機関と連携を図って対応するよう努めた。	長寿はつらつ課
	相談時にDVを疑う情報があった場合には、福祉サービス事業所やこども安全課など、関係機関と連携を図って対応するよう努めた。	介護保険課
	国保年金課窓口等において各種手続や問合せがあった場合は、必ず住民情報システムのDV支援者警告表示や世帯メモの確認を徹底し、折衝上においてDV被害者（加害者）として疑わしい情報を知り得た場合には、早急に福祉政策課へ連絡して関係各課に情報共有した。	国保年金課
	各保健事業において、DV被害者の早期発見という視点を持ち、市民へ対応するよう努めた。	保健センター
	窓口及び電話対応時、DVが考えられる場合、福祉政策課またはこども安全課に相談・通報を行った。	学務課
	デートDV防止学校教育関係者研修会の開催を周知した。	教育支援課
	学校や相談室をととして、DV被害の情報があった場合、迅速に対応できるよう警察や児童相談所、こども安全課等の関係機関と情報を共有し、連携を図った。	教育相談センター
	犯罪被害に関する相談時に、DV被害者の早期発見という視点を持ち、市民へ対応するよう努めた。	危機管理室

8 相談窓口の周知と充実 DV被害者が孤立して悩むことのないよう、相談窓口の周知を図る。 また、DV相談ハンドブック等を活用し、関係部署での情報共有など、適切な対応を図る。 さらに、外国籍の市民が日本語以外でも相談ができるよう、多言語で対応できる相談窓口についての情報提供を行う。	市ホームページに新座市配偶者暴力相談支援センター及び各種相談窓口について掲載した。 広報にいざ11月号にDV特集記事を掲載し、相談窓口を周知した。 パープルリボン運動として、配偶者暴力相談支援センターのリーフレット及びカードを入れたティッシュを480個配布した。 11月20日から26日にかけて市民ギャラリーで開催した「パープルリボンパネル展」において、相談窓口を周知した。 DV相談件数は、延べ574件（うち90件が新規相談）で、DV等支援件数は延べ1,737件だった。 庁内外関係機関から、各窓口で受けたDV被害者に係る相談について、74件の報告を受けた。 外国籍の方からの相談はあったものの、日本語で対応できたため、多言語相談窓口に関する情報提供実績なし	福祉政策課
	弁護士による支援が必要な市民が相談を行えるよう、法律相談を原則毎週火曜日・木曜日に実施し、広報などで周知を行った（相談件数703件、うちDV関連1件）。 外国籍市民に多言語に対応した相談窓口があることを広く周知するために、埼玉県及び埼玉県国際交流協会が設置・運営する「外国人総合相談センター埼玉」のチラシを本庁舎1階・3階のラックに設置した。 多言語で対応できる相談窓口である「外国人総合相談センター埼玉」及び「外国人在留支援センターFRESA」について、市ホームページの「外国人のみなさんに役立つ情報」ページにおいて情報提供を行った。また、データ版で発行し、市ホームページに掲載した外国人市民向け生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」（やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語の4か国語）にも両相談窓口の情報を掲載した。	地域活動推進課
	相談支援員を配置し、DV被害の相談や情報提供があった場合、関係各課との連携を図った。	生活支援課
	DVや虐待の疑いがあった障がい者に対し、適切な支援が行われる関係機関の情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図った。	障がい者福祉課
	個々の相談内容に応じ、他機関と連携を図り、適切な支援及び情報を提供した。	こども安全課
	DV被害の相談があった高齢者に対し、適切な支援が行われる関係機関の情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図った。	長寿はつらつ課
	各保健事業において、相談窓口の周知を図った。	保健センター

9 配偶者暴力相談支援センターの設置 令和6年度の配偶者暴力相談支援センター設置に向け、準備を進める。	令和6年度から配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、被害者の身近な場所で継続的な相談、手続の一元化、同行支援等のワンストップ支援を担うことができるようになった。 DV相談件数は、延べ574件（うち90件が新規相談）で、DV等支援件数は延べ1,737件だった。 庁内外関係機関から、各窓口で受けたDV被害者に係る相談について、74件の報告を受けた。	福祉政策課
--	---	--------------

◆施策２ 職員・相談員の資質の向上

事業	令和６年度実績	担当課
１０ 市職員等への研修 市職員、教職員、保育士等がＤＶ等あらゆる暴力に関して正しい知識を習得できるよう、研修の機会を設け、早期発見や二次的被害の防止等に努める。	初任者研修（後期）において、市職員及び保育士等に対し、早期発見や二次的被害の防止等について学ぶ機会を設けた。	福祉政策課
	初任者研修（後期）において、市職員及び保育士等２８人に対し、ＤＶ被害の早期発見や二次的被害の防止等について学ぶ機会を設けた。	人事課
	県主催の「令和６年度デートＤＶ防止学校教育関係者研修会」、「令和６年度児童虐待防止支援研修会」について、市立各小・中学校へ周知し、参加を促した。本研修を通し、意識啓発を図った。	教育相談センター
	初任者研修等を通じて、ＤＶの現状及び本市の取組（二次的被害の防止を含む）について学び、職員の意識の向上を図った。	保育課
１１ 相談員研修への参加 ＤＶ相談に適切に対応できるよう、相談員対象の専門研修に参加する。 加害者の更生等に関する情報を収集する。	県が開催したＤＶや虐待等の研修に参加した。	関係所属

基本課題3：DV被害者の安全確保と自立支援の充実

◆施策1 DV被害者及びその関係者に係る情報の保護

事業	令和6年度実績	担当課									
12 住民基本台帳事務における支援措置 DV被害者からの申出を受けた場合には、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付を制限する。	令和7年3月31日現在の支援措置受付状況 <table> <tr> <td>・新座市受付</td><td>127件</td><td>272人</td></tr> <tr> <td>・転送受付</td><td>166件</td><td>325人</td></tr> <tr> <td>計</td><td>293件</td><td>597人</td></tr> </table>	・新座市受付	127件	272人	・転送受付	166件	325人	計	293件	597人	市民課
・新座市受付	127件	272人									
・転送受付	166件	325人									
計	293件	597人									
13 DV被害者情報の保護 DV加害者からの追及が及ばないよう、DV被害者及びその関係者に係る情報の管理を徹底する。	相談記録等については、取扱いに十分注意し、施錠付きキャビネットの保管を徹底した。 被害者情報の保護の管理徹底について、所属内及び関係機関と情報共有を図った。 令和7年1月14日に「令和6年度新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議」を開催し、加害者への対応について再度周知した。 新入職員初任者研修（後期）において、市職員に対し、情報管理の徹底について周知した。 DV加害者からの問合せ等が発生した場合に、被害者等の情報を漏えいすることのないよう、毎月1回のポップアップ表示により全庁職員へ警戒を促した。 窓口等において各種手続や問合せがあった場合は、必ず住民情報システムのDV支援者警告表示や世帯メモを確認し、要支援者に対して適切な事務処理を徹底した。また、個別に支援が必要な場合には、DV等申出管理票を用いて各業務での支援措置の要否を確認し、情報漏洩がないよう管理した。 電話問合せや証明書発行等については本人以外への対応は不可とした。また、他市町村等からの番号連携での照会の際についても自動応答を行うことはせず、職員の手作業により回答した。 情報管理を徹底するため、支援措置の申出があった場合は、住民情報システムにDV被害者警告表示の設定を行った。 加害者からの問合せ等が発生した場合に、被害者等の情報を漏えいすることのないよう、庁内各課と情報を共有した。 情報管理システムにおいて、被害者情報としての入力を徹底することにより、住所等の情報について書類への印字防止等を行った。 問合せがあった際は、正確な情報を相手側から引き出してから回答をするよう徹底し、交付申請書の受付後は、DV被害者であるか確認を行い、交付する際に情報を漏えいすることのないよう徹底した。 市民課と連携し、DV被害者に該当する者をシステムに登録し、DV被害者の情報が漏れないよう徹底した。	関係所属									

◆施策2 DV被害者の安全確保のための支援

事業	令和6年度実績	担当課
14 緊急時における一時保護の支援 一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、関係機関と連携し、円滑に保護ができる体制を確立する。	同行・助言、庁内外関係機関との連携により、適切な保護が行われるよう対応した。	関係所属
15 保護命令の利用に関する情報提供 保護命令制度に関する説明及び情報提供を行う。	被害者の状況に合わせて、保護命令制度に関する説明及び情報提供を行った。	福祉政策課

基本課題4：DV被害者に対する自立支援の充実

◆施策1 生活再建のための支援

事業	令和6年度実績	担当課
16 保険、年金、マイナンバー、手当等の手続における支援 DV被害者が、保険、年金、マイナンバー、手当等の各種手続を円滑に進められるよう支援を行う。	DV被害者が、保険、年金、マイナンバー、手当等の各種手続を円滑に進められるよう、DV相談証明書の発行を行い、関係各課と連携し対応した。	福祉政策課
	DV被害者が、保険、年金、マイナンバー、手当等の各種手続を円滑に進められるよう、必要に応じて案内を行うとともに、関係各課と連携し対応した。	市民課
	被害者から電話や窓口で困りごとなどの相談に乗りながら、適宜、担当課や相談窓口を案内した。	障がい者福祉課
	各種手当や助成手続について、被害者の置かれている状況を理解し、寄り添いながら支援を行った。細心の注意で安全の確保や秘密の保持に努め、情報の漏えいにより加害者からの追及が及ばないように配慮した。	こども支援課
	DV被害者が来庁した際には、国保年金課の業務において個別に支援が必要な場合には、DV等申出管理票を用いて各業務での支援措置の要否を確認するとともに、支援措置が必要な関係各課と連携し、情報共有・情報管理をした上で担当課へ案内した。	国保年金課
17 経済的支援 生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等による適切な経済的支援を行う。	生活保護制度による適切な経済的支援を行った。	生活支援課
18 住宅確保のための支援 DV被害者が安心して生活できるよう、住居確保給付金の支給や民間賃貸住宅、グループホーム、母子生活支援施設、県営住宅等への入居支援を行う。	住居確保給付金の支給や民間賃貸住宅、グループホーム、母子生活支援施設、県営住宅等の情報提供を行い、被害者が安心して生活できるよう支援した。	福祉政策課
	DV被害者が安心して生活できるよう、住居確保給付金の支給や県営住宅等への入居支援を行った（生活困窮者自立相談支援事業の令和6年度支援実績なし）。	生活支援課
	被害者から、今後どのような生活をしていきたいか希望を伺いながら、適宜、選択肢の一つとして、グループホームに入居する場合の手続きについて説明したり、他の関係機関や相談窓口に繋いだ。	障がい者福祉課
	他機関と連携を図り、適切な支援に繋がるよう、情報の提供を行った。	こども安全課
	被害者の状況に応じて、施設入所や埼玉県あんしん賃貸住まいサポート店等の情報提供を行った。	長寿はつらつ課
	県営住宅等の情報提供を行い、被害者が安心して生活できるよう支援した。	建築審査課

19 就業のための支援 DV被害者が経済的基盤を確立し、自立した生活を送れるよう、就業に向けた支援を行う。	ふるさとハローワークにおいて求職情報の提供等を行うとともに、内職求人情報の市ホームページへの掲載や課窓口へのチラシの配架を行った。 志木市、朝霞市、和光市、ハローワーク朝霞及び埼玉県との共催で、志木市市民会館仮設会議室を会場とし、「朝霞志木和光新座地域合同就職相談会」を開催した（5月28日）。 志木市、朝霞市及び和光市との共催で、志木市市民会館仮設会議室を会場とし、「就職準備基礎セミナー」を開催した（2月26日）。 市役所会議室において、毎月第3木曜日に就業相談を実施した。	産業振興課
	就労支援員を配置し、就業促進及び社会的自立に必要な支援を行った。	生活支援課
	他機関と連携を図り、適切な支援に繋がるよう、情報の提供を行った。	こども安全課
20 法的手続の利用に向けた支援 離婚等の調停申立ての方法を説明し、弁護士による支援が必要な場合は、市の法律相談や法テラスの利用などについて情報提供を行う。	離婚等の調停申立ての方法を説明し、パンフレットを用いて法テラスや弁護士会の利用等について情報提供を行った。 市の法律相談について案内し、予約に当たり地域活動推進課に同行した。	福祉政策課
	弁護士による支援が必要な市民が相談を行えるよう、法律相談を原則毎週火曜日・木曜日に実施し、広報などで周知を行った（相談件数703件、うち離婚関連87件）。	地域活動推進課

◆施策2 心身の回復に関する支援

事業	令和6年度実績	担当課
21 相談窓口の周知と充実 DV被害者及びその子どもの心身の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図る。	埼玉県が実施している、DV被害を受けた女性とその子どものための心理教育プログラム「びーらぶ」について、情報提供を行った。	福祉政策課
	個々の相談内容に応じ、他機関と連携を図り、適切な支援及び情報を提供した。	こども安全課
	・こころの相談窓口掲載リーフレットの設置・配布：380枚 ・精神保健相談：年4回開催 実件数 6件 来所相談者数 8人 ・電話相談件数（精神関係）：974件／年 ・成人健康相談（健康相談、電話相談等） 延べ453件 ・助産師による女性の健康相談 0件／年	保健センター

◆施策3 子どもに対する支援

事業	令和6年度実績	担当課
22 保育・就学等の支援 保育園・幼稚園・学校等と連携し、転入園・転入学等の手続の支援を行う。	保育園・幼稚園等と連携し、入園・転入園等の手続の支援を行った。	保育課
	保護者に対し、転学手続を学校間で行わず、教育委員会間で行うことで、転学元校に転出先を秘匿し、情報管理を徹底した。	学務課
23 心理的虐待等を受けた子どもの支援 関係機関と連携し、面前DV等による心理的虐待等を受けた子どもの様子に配慮し、適切な対応を行う。	面談の同席や情報共有等により、こども安全課及び保健センターと連携して対応した。	福祉政策課
	子どもの様子に配慮しながら、所属等での面談や家庭訪問等により状況の確認を行うとともに、相談や避難先などの情報提供を行った。	こども安全課
	各保健事業において見守りを行い、必要に応じて関係機関と連携を図った。	保健センター

基本課題5：関係機関との連携

◆施策1 関係機関との連携の強化

事業	令和6年度実績	担当課
24 庁内連携の強化 DV被害者の意思を尊重した上で、関連部署で情報や問題を共有する。 また、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を開催し、関係部署が適切かつ迅速に対応できるよう連携を図る。	DV被害者の意向に沿い、関係部署で情報共有等を行うことにより、円滑な支援を行った。 令和7年1月14日に「令和6年度新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議」を開催し、関係部署間の円滑な連携体制の構築を図った。	福祉政策課
25 関係機関との連携の強化 DV被害者の転出入に係る市区町村と連携を図る。 また、DV被害者に対して適切な支援を行うため、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を開催し、関係機関と連携を図る。	DV被害者の転出入において、他市区町村との連携を図った。 令和7年1月14日に「令和6年度新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議」を開催し、関係機関と連携を図った。	福祉政策課